

事業主自主安全衛生パトロール実施要領

近年、当社の現場において事故の発生が顕著に増加していることから当社は、関係請負人（協力業者）が自ら、労働者の作業状況を現認し、法令違反がないよう指導及び是正の指示を行うとともに、安全衛生活動全般について、当社および協力業者が相互に要望等を伝え合い、作業所が定める工事安全衛生計画の円滑な実施と工事安全衛生目標の達成を図るため事業主パトロールを行うこととする。

1. 事業主パトロールを実施する作業所の決定

- (1) 本社建築部において部門長が指定した作業所
- (2) 本社土木部において部門長が指定した作業所
- (3) 安全衛生委員会又は安全衛生推進室が指定した作業所

2. パトロール実施者

- (1) 一次協力業者の事業主

なお、代理者をたてる場合は、取締役、執行役員に準ずる者、もしくは安全衛生責任者（担当）を選任する。

3. 実施時期

協力業者における稼働月に「1回以上」実施する。

※稼働月は、当該作業所において稼働が見込まれる月とする。

※なお、災害防止協議会開催日の実施を可とするが、災害防止協議会時に行う現場巡視は当該協力会社以外の他社作業員の作業状況等の巡視を目的としているため、災害防止協議会時に当該協力業者による作業の実施がない場合は、改めて当該協力業者の作業がある日に作業所に来所し実施する。

4. 実施と記録及び周知

- (1) 実施者は、「事業主自主安全パトロールチェックシート」を使用して、自社作業員の作業状況をチェックし、是正事項等があれば指導を行い、その旨を記入するとともに二次請け以降の関係者への周知も実施する。
- (2) チェック項目に該当しない特有の指導事項がある場合は、同シート中の「現場特有事項」欄にその旨記載する。
- (3) 実施者及び工事責任者は、それぞれ相互に、所見（要望）と、それに対する対応（回答）を確認し、所定の欄に記載し押印する。

5. 店社への報告

事業主は、「事業主自主安全パトロールチェックシート」を、現場所長、部門長を経由して、安全衛生推進室に提出する。

【法令根拠】

※安全衛生法 29 条元方事業者は、関係請負人及びその労働者が、法令等に違反しないよう必要な指導を行う。また、違反していると認めるときは、是正のための必要な指示を行う。

事業主自主安全衛生パトロール Q&A

1. 事業主安全衛生パトロールとは

自社の作業員の安全は、事業主自ら守らなければなりません。事業主がリーダーシップを発揮し安全を組織的に実践する体制を確立させ、それを継続させることが大切です。その一環として事業主自主安全衛生パトロールを下記の要領にて実施してください。

Q1. パトロールを実施する作業所はどこか

本社建築、土木の部門長が指定した作業所及び安全衛生委員会または安全衛生推進室が指定した現場が対象です。

Q2. 誰がパトロールを実施するのか

安全パトロールの実施者は事業主です。代理の場合は、協力業者におけるトップの安全担当者にて実施してください。（代理の場合は、事前に作業所長の承諾を得てください）

Q3. いつパトロールを実施するのか

実施期間は、自社の作業が行われている時に「毎月1回以上」実施してください。なお、災害防止協議会の際、出席者が現場のパトロールを実施していますが、これは他社作業員・仮設設備等を含めた作業所全体のパトロールです。事業主自主安全衛生パトロールは、あくまで自社の作業員の作業状況をパトロールすることが目的です。従って災害防止協議会開催日に自社の作業がなければ、改めて作業のある日に実施する必要があります。

Q4. どうやってパトロールを実施するのか

事業主自主安全衛生パトロールチェックシートを使用して自社作業員の状況を確認してください。チェックシートの「特有事項」欄を使用して、チェック項目にないリスクも確認してください。

2. チェックシート所見欄記入要領

現場巡回による所見（事業主 → 統括安全衛生責任者） パトロールを実施した事業主が現場への要望事項等記入します。	左記に対する現場の対応（統括安全衛生責任者→事業主） 左記に対する回答を工事責任者が記入します。
現場からの指示・要望事項（事業主 → 統括安全衛生責任者） 工事責任者から事業主に対する要望を記入します。	左記に対する現場の対応（事業主 → 統括安全衛生責任者） 左記に対する回答を事業主が記入します。

※ 作業所長の押印後、安全衛生推進室に提出してください。